

中泊町農業委員会会議録

平成30年9月10日

中泊町農業委員会

平成30年度 中泊町農業委員会 9月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月10日(月) 午前9時00分～午前9時55分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員(12人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
			6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦		
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(3人)

委 員	10番	成田 誠	5番	青山 邦栄
委 員	3番	工藤 輝雄		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第14号 農地法第3条許可取消願について

報告第15号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第16号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第19号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚

係 長 古 川 英 樹

主 幹 打 越 賢 一

主 幹 三 上 晋 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成30年度中泊町農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は15名中12名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、9番坂本委員と11番外崎委員を、そして本日の会議の書記には、事務局職員の打越主幹と三上主幹を指名いたします。</p> <p>◎報告第14号</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の報告第14号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>3ページをお開き下さい。報告第14号「農地法第3条許可取消願について」農地法第3条許可の取消願について、次のとおり報告する。平成30年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p>
事 務 局	<p>次のページをご覧ください。平成30年7月19日付で農地法第3条の規定による許可申請書を売買目的で提出し、平成30年8月10日付指令第30-22号で承認されましたが、双方の協議の結果、取消申請をしたものです。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告14号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第15号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第15号</p>
事 務 局	<p>5ページをお開き下さい。報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。平成30年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p>

次のページをご覧ください。今月の賃貸借の合意解約は、1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告15号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので、報告第16号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第16号

事務局 9ページをお開き下さい。報告第16号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年8月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。8月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告16号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 質問が無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第17号

議長 議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 12ページをお開き下さい。議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成30年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第17号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

坂本委員 9番、坂本です。それでは報告いたします。去る9月3日、私と成田誠委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

13ページをお開き下さい。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号26番から32番の7件ございました。内訳は、農地移動適正化あっせん事業による売買が2件、売買が3件、贈与が2件となっております。

受付番号26番は、田茂木字若宮地内の1筆の田4,720平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号27番は、薄市字花持地内の2筆の田6,135平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号28番は、田茂木字鳴見地内の2筆の畑1,125平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。14ページをご覧下さい。受付番号29番は、薄市字沖原地内の1筆の田171平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号30番は、深郷田字富森地内の1筆の畑422平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号31番は、富野字千歳、同所中島地内の9筆の田と畑22,412平方メートルの親子間による全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。16ページをご覧下さい。受付番号32番は、八幡字池田、豊岡字緑川地内の9筆の田27,240平方メートルの親子間による全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号26番から32番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第17号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 20ページをお開き下さい。議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請があったので審議を求めます。平成30年9月10日提出 中泊町農業委員会会長

議長 それでは議案第18号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

坂本委員 それでは報告いたします。去る9月3日、私と成田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用申請は1件ございます。申請地は中里地域の深郷田集落の畑であります。本申請に係る農地転用の確実性や周辺農地等への被害の防除措置の妥当性、その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 (H30.9) 21ページをお開き下さい。それではご説明いたします。受付番号30-8は、中泊町役場から南東へ450メートルほどにある中里地域の深郷田集落内に位置する住宅地と農地が混在している地域内の1筆の畑で、面積は439㎡となっております。

申請地周辺の状況としては北、南、西側は宅地と東側は畑と隣接しており周辺の農地のほとんどは、自家消費用の家庭菜園として利用している農地であり、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。

転用目的としては、申請者が代表役員を務めている宗教法人〇〇〇では現在、敷地内に駐車場はあるものの15台程度しか駐車スペースが無く、寺での行事の際には路上駐車や近隣民家の敷地をお借りして仏事を行っている状況であるとのこと。これらを解消するために当寺院から近い申請地を購入して駐車場を建設したいとのことで申請があったものです。

資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書を添付しておりますので問題ないものと思われまます。

また、周辺農地への被害防除対策についても、隣地との境界に排水溝を整備することになっており、隣接する農地への影響はないものと思われ、事業の必要性も認められます。

以上のことから許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の力の(ア)で「小集団の生産性の低い農地」に該当する、その他の2種農地と判断いたしました。よって、面積その他の基準からみて、問題なく許可相当であると考えられました。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第18号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 26ページをお開き下さい。議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

27ページをご覧ください。平成30年9月5日付け中農政第138号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局

29ページをお開き下さい。今月の利用権設定は再設定が1件で面積は5,893平方メートルです。

受付番号57番は再設定で、設定する農地は宮川字霞地内の2筆の「田」5,893平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会9月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月10日

農業委員会
会長

署名委員

署名委員
